

## 豊見城市職員措置請求監査結果

- 1 請求人  
住所 (省略)  
氏名 (省略)
- 2 請求の受付  
平成24年7月2日付 豊見城市職員措置請求書を収受した。
- 3 請求の受理について  
平成24年7月5日付 豊見城市職員措置請求書を受理した。

### 第1 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づく本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

#### 1 請求の理由

豊見城市は、豊見城市職員労働組合に対し市庁舎の一部を事務所として長期にわたり無償で使用させている。行政側の説明によると、市庁舎の一部を無償で使用させている基準・根拠はなく、長期に亘って続いているとのこと。その面積は30㎡あり、組合事務所で使用される電気料金も市の財政から支出されている。このことについて、下記の事項で適正な措置を講じるよう監査委員に求めている。

#### 2 求める措置の内容

- ① 市が過去5ヵ年分の賃料相当額597,885円を組合に請求し支払を求める措置を講じること
- ② 市が代理負担した5ヵ年分の電気料相当額387,315円を組合に請求し支払いを求める措置を講じること。
- ③ 市と労働組合が速やかに賃貸契約を結び、適正な財産管理を行う措置を講じること
- ④ 上記①～③の何れかが認められた場合、市と労働組合は連名で市が発行する月刊広報誌及び市が運営するサイトで経過の詳細を掲示し市民に対して謝罪する措置を講じること

### 第2 監査の実施

#### (1) 陳述の機会

平成24年7月10日に地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

## (2) 関係人の調査

管財検査課

豊見城市職員労働組合

管財検査課及び市職員労働組合側からの聞き取り調査の結果明らかになったことは、旧庁舎時代から、本件住民監査請求が提出されるまで、市庁舎の一角を組合事務所として無償で使用しており、使用料及び電気代についても負担していない。

このことについては、行政財産である市庁舎の使用許可を与えることなく、法令上何らの根拠もなく使用させていた。

管財検査課の見解としては、組合が市の組織でないことは知っていたが、市職員のための組織であり、長期に亘り慣例的になっていたことから、組合が市庁舎の一角を組合事務所として使用するのに何の違和感もいだいておらず、県内他市の状況を見ても市庁舎の一角を組合事務所として利用させていることから、市庁舎の一角の使用については当然のことであると考えていた。

一方、労働組合としても、組合が市職員の福祉向上のための団体であり、これまでの経緯から考えても市庁舎の一角を無償で使用することは当然と認識していた。

### 第3 監査の結果

- 監査請求の③及び④に関しては一部を認め、その旨勧告する。
- 監査請求①及び②に関しては棄却する。

### 第4 監査委員の判断

1. 今回の住民監査請求の提出を受け、沖縄県各市の労働組合の庁舎内使用状況を調べたところ、すべての市で労働組合に庁舎の一角の使用を認めていた。あるところは何ら根拠がなく、又あるところは条例に基づいて使用許可を与えていた。これは、公務員といえども労働基本権が当然認められるという認識の裏返しであろうと考える。

しかしながら、行政の執行は法に基づいて行われるべきものであり、その例外はよほど緊急の事態の場合しかないと考える。そうであるなら、市の機関でない労働組合に行政財産である市庁舎の一角を使用させるには「豊見城市公有財産規則第18条（行政財産の使用許可の手續）」により使用許可申請に基づく手続きを得る必要がある。

なお、使用許可の判断については、市長の裁量権の範疇にあると考えるので市長の判断に委ねるのが相当である。

2. 市が発行する月刊広報誌及び市が運営するサイトで経過の詳細を掲示し市民に対し謝罪する措置を講じることについて

先に述べたように、市と労働組合とで条例に基づいた使用権限を明確にする処置を講じた後、何らかの形で市民に説明すべきである。しかし、その内容及び方法は市長の判断に委ねるのが相当である。

3. 一方、請求人は過去5年間に溯って、庁舎の一角の使用料及び電気代を請求せよと要請している。しかしながらこの請求を認めることはできない。

その理由は以下の通りである。

ア、市と労働組合とで庁舎の一角の使用に関してなんら契約を交わしていない。ゆえに契約上の請求権はない。あえて言えば、黙示の使用貸借契約を締結していると考えられ、不当利得にも当たらないと考える。

イ、先にも述べたように、労働基本権は市職員といえども憲法上認められた重要な権利であることを考えると、市が労働組合の活動を実質的に制限する結果となる行動は慎重に判断すべきとだと考える。

ウ、沖縄県の他の市とのバランスを考慮する必要がある。